



平成28年  
4月1日から

伊勢原市公式イメージキャラクター  
クルリン

# ごみの分別方法が一部変更になります

## ◆粗大ごみの大きさの基準の変更

変更前	一番長いところが50cm以上 (四角いものは対角線)	
変更後	縦・横・奥行きが一番長い辺が 50cm以上	



## ◆分別品目を変更するもの

品名	変更前	変更後	注意事項
ウッドデッキ (1坪まで)	排出禁止物	粗大ごみ	分解し、2~3本ごとに縛る。1つで3点分の手数料が必要。1坪以上は排出禁止物
空気入れ(手動)	粗大ごみ	不燃物	業務用は排出禁止物
タイヤチェーン (金属製)	粗大ごみ	不燃物	広がらないように縛る
タイヤチェーン (プラスチック・ゴム製)		燃やすごみ	金属部分はできるだけ外し、広がらないように縛る。 50cm以上のケースは粗大ごみ
便座・便座のふた	不燃物	燃やすごみ	シャワー式便座は粗大ごみ。 金属製・陶器製は不燃物

## ◆取り扱い方法を変更するもの

品名	分別種別	変更点
梱包材・緩衝材 (発泡スチロール)	容器包装 プラスチック	プラマークがなくても容器包装プラスチックへ。 発泡スチロール製の製品や粒小の緩衝材は燃やすごみ
ビニールシート (ブルーシートなど)	燃やすごみ	裁断の大きさを「50cm未満」から「畳1畳程度」に変更
スチール製などの 物置(1坪まで)	粗大ごみ	処理手数料を「1つ1点」から「1つ3点」に変更

お問合せ:伊勢原市環境美化センター 94-7502